

2012年3月8日
(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

浄化槽の設置等の届出、審査及び監視指導に係るコンピュータ
処理及び個人情報を目的外に提供すること並びに目的外に提供
することに伴う本人通知の省略について（答申）

2012年2月23日付けで諮問（第497号）された浄化槽の設置等の届出、
審査及び監視指導に係るコンピュータ処理及び個人情報を目的外に提供すること並
びに目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下
条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性が
あると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省
略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認め
られる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並び
にコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問理由

本市では、平成18年度に保健所政令市となったことから、浄化槽法に係る
浄化槽の設置に伴う届出の受理や浄化槽管理者への指導等の事務を行っている。
この中で浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査(以下

「法定検査」という)を受けていない者に対しては受検するよう指導する必要がある。浄化槽法上この事務は藤沢市が行うこととなっているが、神奈川県から指定検査機関として指定を受け法定検査の実務を行っている社団法人神奈川県生活水保全協会(以下「保全協会」という)と共同で指導を行っている。このため土木維持課で保有する浄化槽管理者の電子台帳のデータを、目的外に保全協会へ提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、効率的に事務を行うため毎年保全協会に浄化槽管理者の電子台帳のデータを目的外に提供することについて、併せて藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

(ア) コンピュータ処理の必要性につて

浄化槽の設置等の届出、審査及び監視指導事務を行うにあたり、神奈川県より既設浄化槽の台帳を引き継いだり、神奈川県では紙台帳により管理していた。これを引き継ぐにあたり約8,000件にのぼる大量の浄化槽情報の処理を迅速に行うこと、及び地図情報と連携することで検索を容易にするため台帳の電子化を行い、国等からの各種調査事務の集計作業の効率化を図るものである。また、既存の下水道地図情報システムと連携させることにより下水道の区域情報を取得し、浄化槽管理者への監視指導の効率化を図るものである。

(イ) コンピュータ処理をする個人情報の項目

設置されている浄化槽の管理者の住所・氏名、設置場所、設置者氏名、設置年度、設置区分、管理区分、建築確認番号、建築確認年月日、区域、建物用途、建物面積、設置年月日、完了予定年月日、使用開始年月日、設置業者、届出種別、届出年月日、世帯数、使用人員、使用状況、メーカー、型式、処理方法、総容量、人槽、処理能力、放流先、管理業者、保守点検業者及び法定検査の受検状況

(ウ) システムの機器構成

クライアント端末 1台

既存の下水道地図情報システムのサーバに接続する。

(エ) 安全対策及び日常的な処理体制

a 収集と取扱い

前述の項目について、区域の情報については下水道地図情報システムより、法定検査の受検状況については指定検査機関からの報告書により、その他の項目については特定行政庁からの通知、浄化槽設置届出書、浄化槽使用開始報告書及び浄化槽管理者変更報告書により取得し、浄化槽管理指

導業務を担当する職員が手作業により入力処理を行う。

b 利用者の制限

システムの利用者は、浄化槽管理指導業務を担当する職員に限定しID及びパスワードを設定して管理を行う。

c 取扱データの安全性

システムの運用にあたっては、現在下水道地図情報システムで使用しているサーバを利用するため外部との接続（インターネット網）は行わない。システム内に格納されるデータについては、土木維持課内に設置されたサーバ内のみで処理される。

システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(エ) 実施時期

2006年6月1日

(3) 目的外に提供する個人情報について

浄化槽の設置、使用開始等に係る情報の内、法定検査の受検指導に必要な浄化槽管理者の住所、氏名及び設置されている浄化槽の設置場所、区域（公共下水道処理区域、認可区域、認可区域外）、使用開始年月日、型式及び人槽

(4) 目的外に提供する必要性について

保健所政令市となる以前は神奈川県が保全協会に(2)の(イ)に記載のデータの内、区域を除くデータを情報提供し、それを基に神奈川県藤沢保健福祉事務所と保全協会が共同で法定検査の未受検者に対して指導を行っていた。しかし、藤沢市域についてはほとんど指導の実績が無かったため、浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検率が平成17年度で約18%と低く、平成22年度においても約23%とあまり改善されていないため環境省から改善するよう指導（神奈川県全域で平成22年度において約11%と低いため神奈川県をとおしての指導）を受けている。

保健所政令市となつてからは神奈川県から保全協会が情報提供を受けたデータを基に、藤沢市と保全協会が共同で法定検査に関する指導を行っていたが、情報提供後に設置及び廃止された浄化槽が県から情報提供を受けたデータに反映されていないため現状と合わなくなっており、指導を行うべき法定検査未受検者の確認作業にかかる事務量が增大している。そのため効率的に事務を行うためには最新の浄化槽管理者のデータを毎年保全協会に提供する必要がある。また、毎年変化する区域に関するデータを提供することで、下水の敷設されている区域については下水への接続指導、下水の敷設されていない区域については法定検査の受検指導と、効率的に指導ができるようになる。また、廃止された浄化槽管理者のデータを回収するためにも、毎年前年のデータを回収し最新

のデータを提供することとしたい。

さらに、平成7年06月20日公布衛浄35号 各都道府県・政令市浄化槽担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第七条及び第一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」の一(三)イにおいて「浄化槽の設置、使用開始等に係る情報が、指定検査機関に対し、迅速かつ円滑に提供される体制の整備を図ること。」とされており、藤沢市においても保健所政令市となっていることから、情報提供できる体制を整備する必要がある。

(5) 個人情報の受け渡し及び管理について

当該個人情報は保全協会所有の電子記録媒体（U S Bメモリ等）に保存し、土木維持課において保全協会の職員2人に手渡しにより行い、車で運搬する。その時に前年に提供したデータを回収する。

また、当該個人情報の管理については保全協会所有の電子記録媒体で行い、保全協会事務室内の施錠できるキャビネットで保管する。電子記録媒体の使用は保全協会の外部に接続していないコンピュータにおいて行う。

なお、県から情報提供を受け今年度まで使用していたデータは、保全協会所有のMOに保存されているため土木維持課で回収し、I T推進課に持ち込み消磁した後廃棄する。

(6) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、通知すべき相手が約8,000件と多数であり、目的外のために提供をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため本人通知を省略することとしたい。

(7) 個人情報保護の対策について

保全協会では、「個人情報取扱管理マニュアル」において個人情報の取り扱いについて定めており、個人情報の保管、職員への研修等適切に行っている。また、今後「法定検査受検の啓発に関する協定書」及び「法定検査受検の啓発に関する協定書における個人情報の取り扱いに関する業務委託契約書」を締結し、その中で個人情報の取り扱いについて定め遵守させることとしている。

(8) 実施年月日

2012年4月1日以降

(9) 提出資料

ア システム構成図 資料1

イ 指定書 資料2

- ウ 平成7年06月20日公布衛浄35号 各都道府県・政令市浄化槽担当部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第七条及び第一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」 資料3
- エ 個人情報取扱管理マニュアル 資料4
- オ 法定検査受検の啓発に関する協定書(案) 資料5
- カ 法定検査受検の啓発に関する協定書における個人情報の取り扱いに関する業務委託契約書(案) 資料6
- キ 浄化槽法(抜粋) 資料7
- ク 建築基準法(抜粋) 資料8
- ケ 浄化槽法体系の全容(改正浄化槽法(第3版)) 資料9
- コ 個人情報取扱事務届出書 資料10

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

ア 保健所政令市となってからは神奈川県から保全協会が情報提供を受けたデータを基に、藤沢市が保全協会と共同して法定検査に関する指導を行っていたが、情報提供後に設置及び廃止された浄化槽が県から情報提供を受けたデータに反映されていないため現状と合わなくなっており、指導を行うべき法定検査未受検者の確認作業にかかる事務量が增大している。そのため効率的に事務を行うためには最新の浄化槽管理者のデータを毎年保全協会に提供する必要がある。

イ 毎年変化する区域に関するデータを提供することで、下水の敷設されている区域については下水への接続指導、下水の敷設されていない区域については法定検査の受検指導と、効率的に指導ができるようになる。

ウ 廃止された浄化槽管理者のデータを回収するためにも、毎年前年のデータを回収し最新のデータを提供する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、通知すべき相手が約 8,000 件と多数であり、目的外のために提供をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

実施機関は、平成 18 年度に保健所政令市となり神奈川県から事務を引き継ぐ時点で、条例第 18 条のコンピュータ処理により当審議会の意見を聴くべきであった。

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理の必要性について次のように述べている。

a 浄化槽の設置等の届出、審査及び監視指導事務を行うにあたり、神奈川県より既設浄化槽の台帳を引き継いだ。神奈川県では紙台帳により管理していた。これを引き継ぐにあたり約 8,000 件にのぼる大量の浄化槽情報の処理を迅速に行うこと、及び地図情報と連携することで検索を容易にするため台帳の電子化を行い、国等からの各種調査事務の集計作業の効率化を図る。

b 既存の下水道地図情報システムと連携させることにより下水道の区域情報を取得し、浄化槽管理者への監視指導の効率化を図る。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

a 収集と取扱い

区域の情報については下水道地図情報システムより、法定検査の受検状況については指定検査機関からの報告書により、その他の項目については特定行政庁からの通知、浄化槽設置届出書、浄化槽使用開始報告書及び浄化槽管理者変更報告書により取得し、浄化槽管理指導業務を担当する職員が手作業により入力処理を行う。

b 利用者の制限

システムの利用者は、浄化槽管理指導業務を担当する職員に限定し ID 及びパスワードを設定して管理を行う。

c 取扱データの安全性

システムの運用にあたっては、現在下水道地図情報システムで使用しているサーバを利用するため外部との接続（インターネット網）は行わない。システム内に格納されるデータについては、土木維持課内に設置されたサ

ーバ内のみで処理される。

システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上